

「墨田区障害福祉総合計画」について

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「墨田区障害者行動計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく「墨田区障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「墨田区障害児福祉計画」の改定に当たり、計画期間を3か年にそろえ、3計画を「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に策定したので報告する。

1 計画の推進体制

墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域自立支援協議会、墨田区障害者差別解消支援地域協議会及び墨田区地域福祉計画推進本部において、計画の推進状況の確認、評価等を行い計画の推進を図る。

また、新型コロナウイルスの感染の動向とそれがサービスに及ぼす影響が不透明である状況を考慮し、柔軟な計画の運用を随時検討する。

2 パブリックコメントの結果

寄せられた意見は0件

期間：令和2年12月7日から令和3年1月12日まで

3 中間のまとめからの変更点

別紙のとおり

4 修正理由

第2回墨田区障害者施策推進協議会、第2回墨田区地域自立支援協議会及び東京都福祉保健局との協議を基に内容を精査した結果、所要の修正を行った。

中間のまとめからの変更点

	頁	項目	中間のまとめ時	最終版
1	46	72「心身障害者福祉手当（区制度）の支給」	【事業内容】 ・身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺、特定医療費（指定難病）受給者証の認定を受けている人等を対象に、心身障害者福祉手当を支給します。	【事業内容】 心身に一定の障害等がある人に対し、心身障害者福祉手当を支給します。
2	53	99「障害者週間啓発行事の実施」	【事業名】 障害者福祉啓発事業の充実	【事業名】 障害者週間啓発行事の実施
3	54	106「道路のバリアフリー整備」	【事業内容】 歩道の段差を・・・円滑な通行を確保します。	【事業内容】 歩道の段差を・・・円滑な通行の確保に努めます。
4	84	(7)発達障害者等に対する支援 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	【必要量見込みの考え方】 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）が実施する講習への参加人数を見込みます。 【必要量の見込】 令和3年度：1人 令和4年度：1人 令和5年度：1人	※必要量の見込 すみだステップハウスおおぞらにじの子が主催する保護者教室（みつばち園・にじの子卒園児の保護者による講演）の参加人数を見込みます。 令和3年度：50人 令和4年度：50人 令和5年度：50人
5	84	(7)発達障害者等に対する支援 ペアレントメンターの人数	【必要量見込みの考え方】 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）に登録しているペアレントメンターの人数を見込みます。 【必要量の見込】 令和3年度：1人 令和4年度：1人 令和5年度：1人 【確保方策】 みつばち園及びにじの子の保護者勉強会の機会等を通じて周知していきます。	※必要量の見込 本区においては の保護者教室を通じた支援を行っていきます。

・その他

国指針の解釈の整合性を図るため、若干の調整及び所要の文言の修正を行った。